

新規学校卒業者初任給情報〔令和7年3月卒業者〕

千葉県労働局

月額(単位:千円)

産業・職業・規模別		学歴別	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計			183	211	226	250
産 業 別	農業、林業、漁業		-	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業		-	* 198	-	* 241
	建設業		* 172	228	236	268
	製造業		-	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業		-	212	* 265	253
	情報通信業		-	220	213	243
	運輸業、郵便業		-	218	222	248
	卸売業、小売業		* 189	208	212	241
	金融業、保険業		-	215	* 214	249
	不動産業、物品賃貸業		* 200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業		-	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業		* 195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業		-	209	223	240
	教育、学習支援業		-	202	237	262
	医療、福祉		* 196	203	231	255
	複合サービス事業		-	200	* 213	227
	サービス業(他に分類されないもの)		-	218	218	246
	公務(他に分類されるものを除く)、その他		-	-	-	* 239
職 業 別	専門的・技術的職業		* 190	211	231	256
	管理的職業		-	215	226	298
	事務的職業		-	208	213	246
	販売の職業		-	211	216	244
	サービスの職業		* 203	208	227	241
	保安の職業		* 200	222	222	237
	農林漁業の職業		-	* 205	221	225
	運輸・通信の職業		* 190	217	216	241
	生産工程・労務の職業		* 164	214	225	246
規 模 別	29人以下		* 171	211	227	243
	30人～99人		* 200	210	227	249
	100人～299人		-	210	226	248
	300人以上		-	213	224	251
対 象 人 員			12	2,666	2,107	6,228

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「-」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産